

## 学校法人九州学院 一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間

### 2. 内容

目標 1：育児休業等の制度についての期間雇用者向けのパンフレットを作成し、期間雇用者及び管理職に配付し、制度の周知を図る。

#### <対策>

- 平成 29 年 7 月～ 教職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 29 年 9 月～ 制度に関するパンフレットの作成・配付、期間雇用者や管理職を対象とした研修及び全教職員への周知

目標 2：期間雇用者を含む全教職員の年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 5 日以上とする。

#### <対策>

- 平成 29 年 7 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 29 年 9 月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 5 回行う
- 平成 29 年 9 月～ 各学校・園において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 29 年 9 月～ 職員会議などで、年 1 回、計 5 回教職員に対し 1 人当たりの平均取得日数を周知させる